

平成26年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年12月19日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第10号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 議案第11号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 議案第12号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第13号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 5 議案第14号 平成26年度御宿町一般会計補正予算（第5号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	文井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉初君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局 長 渡 辺 晴 久 君 主 査 古 畑 貴 子 君

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さんおはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

（午前10時01分）

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第10号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正され、法律名も改正があったことから、条例中に引用している法律名について所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げますので、本議案の2枚目をご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後となります。

該当条項につきましては、入居者の資格要件を定めた第5条にかかわる改正であり、引用法律名について、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律から、改正後のほうになりますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めるものでございます。

また、後段の追加条文でございますが、当該法律による支援給付について、その範囲を示したのですが、法律の改正により従前の適用者が不利益とならないよう経過措置を設けたものです。

なお、附則といたしまして、施行日につきましては、条例の公布日としております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方、挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第11号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第11号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本改正の主な内容でございますが、水道における給水装置工事を実施する場合の設計審査及び完了検査等にかかわる手数料額、並びに水道事業に加入する場合の納付金について見て

しを行うほか、条文における引用字句の改正を行うものです。

条ごとの改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、本議案の2枚目をご覧ください。

こちらと同じように、右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、7条及び第18条の改正でございますが、引用字句の水道メーターの読みかえにかかわるもので、改正前においては第18条で読みかえを行っておりますが、第7条に同一字句の引用があり、第7条にて読みかえすることにより、条文の整合を図るものです。

次に、第25条にかかわる改正でございますが、新旧対照表の2ページをお開きください。

水道使用量に関する規定であり、表中に引用する項目名について、本文との整合を図るため、夏季特殊用（海岸売店）を臨時用に改めるものです。

続いて、第31条、水道事業に加入する場合の納付金について改正を行うものです。

給水申込給付金につきましては、水道施設の資本構築費として応分の負担をいただくもので、物価上昇を踏まえた資産維持や、近隣団体における設定水準を考慮し、口径13ミリ及び20ミリについて見直しを行うものです。

13ミリにつきましては、7万円から8万円に、20ミリについては11万円から16万円に改正するもので、改正額につきましては近隣団体と同水準の設定といたしました。

次に、32条でございますが、手数料に関する改正でございます。

給水条例における手数料規定につきましては、水道法の改正により、平成10年度から受託工事制度が廃止された以降改正を行っていないことから、現状の事務手続にあわせた手数料体系に改正するとともに、近隣団体における手数料額を考慮し調整いたしました。

改正の具体的な内容でございますが、新旧対照表2ページ右側下段をご覧ください。

第1号として、現行、町長が給水装置工事の設計を行う場合の手数料が規定されておりますが、受託工事制度の廃止に伴い、実務上発生する見込みがないことから本規定を削除するものです。

続いて、新旧対照表3ページをご覧ください。

右側、現行条例の第3号及び第4号にて、設計審査料及び工事検査料の規定をしておりますが、これらを削除し、左側改正案のとおり、第2号として工事費に応じた手数料を設定いたしました。

手数料額につきましては、近隣団体の額を超えない範囲で急激な負担増とならないよう調整しております。

また、現行の第5号及び第6号については、それぞれ繰り上げ処理を行い、第3号及び第4号とし、これまで第2項に別建てしておりました改正手数料の規定については、第2項を削除した上で第5号として整備いたしました。

このほか、水道料金収納証明など、各種証明手数料にかかわる規定が現行条例には定められていないことから、第6号として、御宿町手数料条例による準用規定を新たに設けております。

施行日につきましては、周知期間を踏まえ、平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

なお、本条例案につきましては、産業建設常任委員会協議会にてあらかじめ協議し、ご承認いただいていることを申し添えます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） この11号議案は、たしか6月の定例で似たようなものが6号議案として提案されたが、事前にその多くの議員から条例に不備があると指摘しながら提案してきて、結果、当日取り下げたものと酷似していると思っています。そういう中で、いろんないきさつがある中で、7月に課長の椅子まで取り下げってしまったと。

提案者は町長です。また、水道は特別会計です。その責任者は町長でございます。水道の未収金に触れずに、このままこの議案の審議をすることはできないでしょう。内部で処理したと。石田町政になってから5年間、約199件、未収金の手数料は3万9,800円です。15年間で972件、19万の未収金が生じております。

そういう中で、今の殿岡課長になってから平成10年の制度改正に伴う形で事務上の問題があったと。事務上のミスが今日まで続いていると。水道条例を珍しくそういう形で行われてきちゃったという中で、町長の、この金額は少ないんですけど債権放棄をしたなら責任者として一言あって当たり前じゃないですか。

同じ、似たような議案を出してきて、未収金に対して15年間事務上のミスをして取るべきか。金額は多少かもしれないけれど、これを一言もないまま責任者として、それで済むんですか。別に未収金の処理はそれで担当課長が建設産業委員会でよく説明してくれて皆さん理解しています。

でも、現実として19万の未収金が15年間あったと。石田町政になってからも約4万円くらいあったと。本来なら収入となるべきものが、金額は多少ですけれども、あったと。それで6月

の議会もそういう形で混乱していたと。やっぱり責任者として担当課長が説明する前に一言あって、お金の話ですから。あと事務上のミスの話ですから、あってしかるべきではないですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、瀧口議員からご指摘いただきました、未収金の関係につきまして、内容につきましては担当課長から説明させていただいておりますが、私から考えといたしますか、意見がなかったということにつきましては、ご指摘いただきましたから、これはやはりご指摘のとおり金額は小さいですけれども、重要なことであります。この場をおかりしまして、おわび申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それでは11号議案について五、六点質問させていただきます。

まず、25項の1条です。「夏季特殊用売店を臨時用に改める」という中で、受け皿の29条の冒頭に、夏季特殊用海岸売店を臨時用に改める、そういう形になってます。29条ではそのまま載っています。

それは、夏季特殊用が全然文言のないまま25条に載っていたということは聞いておりますけれども、そうしますと、臨時用という形で特に海岸売店だけを特記する必要はなくて、工事、いろんなものを含めて全て臨時で対応できると、条件は同じだという説明を受けています。

そういう中でこれを入れる理由があるのかと。29条の冒頭にですよ、夏季特殊用海岸売店。それで、海岸売店はいろんな形で小学生や野沢温泉村とかいろんな形で福祉の関係も学校の関係も協力していただいて、減免の対象になると。それは後半に出てくる町長の裁量の中で減免できると。これをわざわざ入れれば他の業者は海岸だけ何で減免なんだという話が出てきて、法の下での平等に触れるんじゃないですか。前面に出しちゃうと。

町長の裁量権はそういう形で、僕は海岸売店はそういう形で観光振興もあるという中で減免は町長の裁量の範囲だからそういう形で届け出をするときに減免手続をすればいいと。それを後が町長が判断する話なんですけれども、特殊用という形を文言が必要としない第1項ではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいま、瀧口議員がご指摘のとおり、今回の提案をさせていただいております条例改正につきましては、第25条の改正でございます。

瀧口議員ご指摘のとおり、25条で今までは突然、海岸特殊用ということが出ておりましたの

で、今回その他の条文との整合性を図りまして、海岸特殊用については第25条の表について臨時用ということでその他の条文との整合を図ったものでございます。

また、ご指摘のとおり、今回臨時用に改めた場合に、夏季の特殊用という文言が要らないのではないかなというようにご指摘でございますが、この29条につきましては今回の改正では全くいじっていない条文でございまして、従来から特殊用がございました。

この29条につきましては、臨時用と区分される場合の料金体系につきまして、基本的には例えば臨時用と申しますと、ご存知のとおり、住宅とかの新築とかの際の工事の場合が主な代表であると考えます。

この臨時用という区分の中に、毎年毎年建てかえが行われる海岸売店についても同様の臨時用の区分をするということで、瀧口議員おっしゃるとおり、全くなくても読めないことはないんですけども、海岸売店については臨時用ということで改めて明確化することによって運用をきっちり定義をしていこうというふうな内容のことでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 水道が受託制度からして工事店整備前こうして、まだ今の条例が現況に適用しない箇所があるのではないかと、厳密には8条、11条、12条の冒頭の語句ですよ。

町長が施工した給水装置の云々とあるという中で、この辺も町長がもう指定工事店制になっている中で、町長が設計するものもあるでしょうけれど、ほとんどそれも指定工事店に出せば済むという中で、この語句は本当に必要なんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、町長が施行する場合ということの瀧口議員のご指摘でございます。

条文中で申し上げますと、現行条例の8条、11条、12条に町長が施行する場合という形の規定が載っておりますが、受託工事制度に変わる前につきましては、こういった水道工事におきましても、一旦、個人が水道を引き込む場合も、一度町のほうに発注をしてですね、町が直接執行しておりました。そうしたことから、基本的に水道事業につきましては、全て町長が行う事業というふうになっております。

受託工事制度が廃止されまして、指定工事店が行うようになってからは、瀧口議員がおっしゃるとおり、町長が行う事業というものが非常に減ってきているというような内容です。

しかしながら、この辺の条文の字句については今回の改正のときに改めて今ご指摘のとおり、

見直しは行ったんですけれども、受託工事制度は廃止された以降もどうしても町が施工主となって行う事業、例えば本管が漏水した場合とかにつきましては、指定工事店のほうに発注はいたしますが、あくまでも施工主は町長が施工主となって実施をする、また公共施設、小学校であるとか保育所とかの水道工事につきましては、御宿町長が施工主になるということで、受託工事が廃止された以降も御宿町長が行う事業というのが引き続き残っておりますので、そういう形で、おおむねかなりの数では減ってはいるんですけれども、条文としてはそのまま残させていただいているというような状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 町長が施行したという微妙な文言ですけど。それは町有財産は町長が施工主ですよ、何でも。これはそういう形で他の条例で読み取れますから、別にこれを廃止してどうのこうのじゃないんですけれど、余分な条例、語句だという認識を持っています。地方参加とかいろんなところで工事を受けたという話も聞いておりますから、現状、あってもなくてもいい語句かなという認識は持っています。

続きまして、34条の4項です。申込金の返還についてどう考えていらっしゃるのか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいま、水道給水装置工事の申込金、加入金の返還についてのご質問をいただきました。

申込み加入金につきましては、返還につきましては、原則、民法上の規定については返還をしないということは原則論できないことになっております。

しかしながら、今回の本町の御宿町の給水条例の中においては原則、返還はしないと。ただ、町長が認める場合についてはこの限りではないという形で規定をさせていただいておりますが、この主旨についてはですね、水道利用前については民法の規定に従いまして申込みがあったとしても、まだ給水を開始する前であるならば返還ができるというような形での条例の運用になっております。

一度水道の給水が開始をされてしまった場合につきましては、民法上の解釈からしても、返還をしないことが妥当であるというような形で、行政上の実例としても示されている条文です。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと微妙な文言ですね。原則という形でこれは原則ではなくなっ

てますよね。この辺はちょっと調査・研究する必要があるのではないかなと。

一般事例としても、入学金の話にございますよね。昔は入学金を納めて入らなくても、滑り止めに言葉悪いんですけど何校か受けて、払ったものについては戻ってこなかったけれど、裁判で確定しましたからね。そういう事例を含めて今後検討していただければと思っております。

続きまして、32条の2です。こういう失敗を何回も繰り返さないためにも検査・審査の事務担保をどうしていくのかと。それとまた、これは27年度4月から施行するという形で、手数料はどのくらい入ってくるのか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それではまず初めに、手数料の見込みからお答えをさせていただきます。

今回の改正に伴いまして手数料額を改めたことにより、おおむね例年の平均の件数で申し上げますと、30件から40件の間の申請がございます。そうしたことから、今回の条例改正に伴う影響額については、手数料としてはおおむね10万円程度の増が見込まれると。また、加入金の改正も行っておりますので、加入金につきましては例年の新規の加入の実績で見た場合に、130万円程度ではないかというふうに推算をしているところです。

また、こうした今回の改正に伴いまして、事務の適正執行に対する対応・対策ということでございますが、そちらにつきましては、産業建設委員会のほうからも指摘をいただいております。本条例の改正案をご承認いただいた後は、速やかに町の管工事組合さんとも会議を開きまして、十分な事務の徹底についてご理解と周知をお願いをしていく予定でございます。

また、当然こちらについては住民の方に直接影響があることですから、きっちりとした形での個々の周知、それから町への指定登録店につきましても町内・町外業者さん宛てについても、文書等できっちりと通知をしながら内部事務の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） これ最後になりますけれども、最近の大規模災害の被災地を見ると、水が本当に大切だということはもう実感しております。御宿町は水道施設が経年劣化しています。そういう中で、担当課のほうとしては安全で安心な水の供給をしていただいているということには感謝しております。今後とも、努力して安全な水を届けていただきたい。そういう中で、先日、都市部の水道料金の比較を見て本当にびっくりしました。ここで言うと問題がある

くらい本当に、人口とかいろんな関係で弱小の御宿町ではやむを得ないと思うんですけども、水道経営が大変な中、御宿町はご案内のとおり高齢化と独居の多い町です。考慮すべき点があるのではないかなと。

水道料金、この御宿の水道料金と都市部のを見れば、定住化を考えている人も毎日の水道料金ですから、二の足を踏むのではないかなというぐらいの格差があります。そういう中で、高齢者、独居の方々に対して、何らかの講ずるべき手があるのではないかなということで、ありましたらお答え願えればと。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 水道料金についての負担軽減策、それから都市部との料金格差の是正に対する検討という趣旨のご質問だと思われませんが、こちらにつきましては、まず1点としては、町単独での水道料金の引き下げについて何らかの工夫ができないかということで、一旦は基本水量の設定の見直しについて検討をさせていただきました。

その際には、どうしても基本水量を、現在1カ月あたり10立方メートルの基本水量を設定しておりますが、それを8立方メートルまで落とした場合に、実際に高齢化であるとか少人数世帯であるとか、そうした方への配慮という部分で8立米まで引き下げを行った場合ということで検討いたしました。御宿町の水道会計規模においても、年間あたりおおむね1,000万円程度の減少幅が出てしまうと。

そうした場合、どうしても水道を安定的に経営を維持していくことがなかなか難しいのではないかという判断の中で、今回については水道料金のそのものの改正については見送らせていただきました。しかしながら、現在、水道につきましては、南房総広域水道企業団から用水の供給を受けております。その用水供給事業者として千葉県全域で、瀧口議員ご指摘のとおり、少し地方のほうでは料金が高い状況がございますので、それを都市部との均衡を図る上で水道の広域化に向けた検討がスタートいたしました。現在、夷隅地域においても関係団体と勉強会等を開いております。

そうした中で、将来的に用水供給事業の料金引き下げを含めて、結果として利用者に何らかの形で負担軽減が図られるような措置がとられればということで、現在検討を進めているところです。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 前段者の関連なんですけど、私も今、質問の答弁がありました、いわゆる水道の広域化、平準化への作業という中での質問だったんです。

今般のこの条例提案、前回の一般質問で広域水道ということで詳細に質問させていただいて、その作業内容について答弁をいただいたわけでありましてけれども、今、課長からも答弁ありましたけれども、今後、水営統合に向けてさまざまな条件、条例、料金、運営形態について調整を図っていくということだと思っております。

そうすると、当然それはもう前回私、指摘もしてございますので、今般の提案というのはそういう中で、一定の水準に調整を図っていくということも今般の条例改正の大きな趣旨というか、目的ではないかということ推察しているわけです。

今後なんですけれども、近隣の中でも、例えば今質疑のありました使用料ですよね、水道料金につきましても、完全従量制、こういうものも視野に検定を進めているという実態もあるように伺っております。

ですから、とりあえず計算上プラス・マイナスがゼロということよりも、本来、前段者が言いましたけれど、地域間格差、いわゆる県税との関係ですよね、水道ごとの関係、あまねく。

県税との関係で言えばもっともこの房総地域、要するに都市部と比べて、県税に対する恩恵が非常に少ないというのは町民の皆様からくどくどそういう話を私ども伺っておりますので、そういう面からしてこの水道はどうあるべきなのかというところの合意点の中で、じゃあ、どういう水道運営にしていくのかということが大事だと思うんですね。

もともと脆弱なわけですから今、答弁者ありましたけれども、そういうところに対して県が責任をとっていただくということが大変大事だろうと思っておりますので、そういう中で、これからの協議も若干県が歩み寄ったのではないかなということもありますので、それはやはり町長もぜひ県に対して、この房総地域としての格差、この是正のために、前段者も言いましたし、私もそのとおりだと思うんですけれども、定住に対してもそれは大きなハードルになっているのは事実でございます。びっくりしますからね、この間も紹介しましたけれども、メーターが壊れているんじゃないかというような請求が来ると、ということが事実でございますので、ここをどう県内均等にしていくかということが大事だと思います。

2つか3つに分けてやっているんだと思っておりますけれども、そういうふうなやっぱりきちんと町としても意見具申していただいて、県民としての公平性、そういう県政をしていただきたいというふうに思うわけでありましてけれども、それも含めて今現在の調整状況と今後について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、今、石井議員からもご指摘のありましたように、今回の条例改正につきましては、将来に向けた千葉県内全体の水道利用料等の平準化に向けたものを視野に入れているというのも一つの事実でございます。

現在、水道の広域化、料金引き下げに向けた取り組みといたしましては、10月、11月を含めまして、例えば房総地区におきましても、市町村だけで2回、それから県と南房総広域水道企業団を含めた会議で2回ということで、合計4回にわたります、こういった検討があるのかということで勉強会のほうを実施させていただきました。

具体的に勉強会の内容につきましては、それぞれの各団体の決算数値等を持ち寄った中での課題の整理をいたしました。

用水供給事業の南房総広域企業団、供給事業者が県水、県営水道と統合をします。ただ、それを統合をするためには、各末端市町村自治体の水道事業についても足並みを、いわゆる水道料金であるとか、いろんな諸規定について統一化を図っていく必要があるだろうと。その中で御宿町については他団体と違う部分について、今回水道の加入金、それから各工事検査、完了・設計審査手数料等について各団体と足並みをそろえた形で見直しをさせていただいたものです。

石井議員ご指摘のとおり、水道料金等につきましてもまだまだ各団体においてばらつきがございます。瀧口議員にもご提案いただきましたように、水道料金を引き下げる際には、やはりその従量制に持っていったほうがいいのではないかというご意見が各団体でも出されているような状況です。

具体的に申し上げますと、いすみ市、勝浦市におきましても、従量制に向けた取り組みの中で現在見直しが検討されていると。ただ、やはりその各々の団体で、見直しを行った場合の水道会計に与える影響等の中でまだ具体的な水準、設定が定まっていないというような状況です。そうした状況につきましても、郡内各団体含めて現在調整をしているところであり、そうした料金体系のあり方、基本水量の設定等について今後引き続き、協議・検討を進めていく予定になっております。

ちなみに、県営水道と南房総広域水道企業団は現在、統合に向けた取り組みがなされておりますが、仮に計画予定どおり実施された場合につきましては、現在、南房総広域水道企業団については、基本料金が1立米あたり約163円です。それから、使用料に対するものが約27円で設定されておきまして、使用料と基本料金を合わせますと、1立米あたりの単価が現在190円

程度の状況となっております。これが県内水道全体の統合、平準化が完全に終わった場合においては、見込みとしてとられる数値が1立米あたり95円程度になるのではないかと推算で動いております。

そうしたことから、手数料だけを見た場合には、若干上昇があったとしても、将来に向けた全体の広域化の流れの中で、最終的に利用者に対して負担軽減が図られるような形で、個別事項については若干の値上げがあるものの、結果として広域化が進んだ場合には利用料金が下がるのではないかと、そういった方向性の中で各団体、協議・検討を進めているような状況です。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、課長から、これからの水道料金の平準化についての事務対応の現状を、詳細な報告がございましたが、現在、県の指導のもと、この将来の平準化に向けて協議を進めております。

ご案内のとおり、ほとんどの自治体が昭和50年前後に水道が引かれておりますので、老朽化が進んでおります。各自治体とも、将来的には平準化は何か何でもやらなくちゃいけないという考えでおりますので、しかしながら、今スタート地点に立って、もろもろの件でやっぱり調整・協議が必要となっておりますので、一つ一つ確認の上、前に進んでいくと考えております。私としても、県に対して強く要望していきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第12号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第12号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明をいたします。

今回、提案させていただきます国民健康保険条例の一部改正につきましては、平成26年4月の社会保障審議会医療保険部におきまして、産科医療制度に係る方針が決定したことに伴いまして、関係法令の整備を行うこととなったものでございます。

それでは、10ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

改正前の条例、第6条におきまして、出産・育児一時金として、39万円を支給するとありますが、今回の改正により、第6条の額を40万4,000円と改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では施行日を27年1月1日、第2項では経過措置として施行以前のものについては従前規定という内容となっております。

以上で説明を終わります。

なお、本条例の改正につきましては、平成26年11月10日開催の第3回御宿町国民健康保険運営協議会にてご承認をいただいておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 25年度は何名ぐらいの出生がありましたかということと、この条例に関連する国保関係のお子さんは何名かということと、この42万円の支給ということを知っておりますけれど、当初予算では504万円という中で、割り返せば12名くらいかなと見当はつくんですけど、一般財源が168万出ていると、そういう中でこの加算金ですね、1万4,000円の増額になりますよね。これなぜ補正を組まないのかというのが1点。

この予算の中に加算金はどれくらい含まれているのかと。1万6,000円の加算ですよ。そういう中で条文にあるように町長は必要と認めるとき、規則により上限3万円と、どのように判断して1万6,000円にしているのかと。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それではまず、25年度の出生でございますが、35名でございます。このうちの国保関係のお子様は18名ということでございます。当初予算におきましては、12名という予定をしてございましたけれども、決算になりますと18名の見込みとなっております。

財源の内容でございますが、国保財源として168万円。そして一般会計からの繰入が336万でございますので、両方合わせて504万円という内容になるわけでございます。

平成26年度の当初予算の中に加算金がということでございますが、こちらにつきましては、当初では39万円に対して3万円ということで加算金を予定してございました。当初予算については、先ほど申し上げましたように、12回分でございましたので、36万円ということでございます。

また、条文上に町長が必要と認めるとき、規則により3万円の上限をどのように判断をしているかというご質問でございますが、こちらにつきましては、36条の健康保険法の36条規定を勘案してという内容になってございまして、この内容といたしましては、医学的管理下における出産であるというのを町長が認めるときというような表現となっております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最後のその判断がどういう判断で3万円の上限が1万6,000円になっているのかというそれは条文はわかるんですよ、規定も。その辺で何で御宿は3万円の上限がある中で1万6,000円と設定しているのかと、また、各市町村はどうなっているのか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 失礼いたしました。

実はこれにつきましては、冒頭に申し上げましたが、社会保障審議会の医療保険部会で平成26年の4月と、7月に答申が出ておまして、7月の答申中で42万円を維持するというところでございますので、各保険者が基本的には42万円です。全国平均からいたしますと41万6,000円という数字が出ているようでございますが、審議会の改正の中では42万ということで維持するとなっております。これに基づきましてこの金額を基本とした額に規則等で合わせるということだと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 出産・育児一時金という関連の条例でございますが、これについてお

聞きしたいのですが、いわゆる産科医療機関、これは全国的に非常に減少いたしておりまして、お母さん方が大変苦慮しているということが新聞報道でされておりますけれども、この近隣で、特に御宿町は国吉病院にも加盟しております産科医療、それから子供たちの医療を含めた整備状況がもしおわかりになれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 国吉病院では残念ながら産科医療というのはございませんが、民間の中で、勝浦市とか私どものほうの産科状況を見ますと亀田病院も入っております。あとは産院主体となっております。

今後の整備関係につきましては、やはり一番大事なことはあるということではございますが、なかなか国吉病院自体も頑張っているそうなんです、なかなかお医者さんの手当てがつかないというのが現状のようではございますが、私どもも大事なことで、いろんな協議の中でお話を上げていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第13号 平成26年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第13号 平成26年度御宿町国民健康保険特別

会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

今回ご提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ741万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億4,946万9,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、前年度国庫負担金の精算に伴う返還金でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

5ページをお開きください。

歳入の明細です。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額6万9,000円の増額は歳出の特別調整交付金の国庫負担金でございます。

9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額734万7,000円を充当いたしまして、収支の均衡を図りました。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出についてご説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額6万9,000円の増額は療養費の制度改正に伴いまして啓発用のパンフレットの印刷代でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額734万7,000円の増額は交付額の確定により国庫負担金の返還金でございます。

以上で説明を終わります。

なお、本補正予算につきましては、26年11月10日開催の第3回御宿町国民健康保険運営協議会にてご承認をいただいております。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、10分間休憩します。

(午前10時50分)

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第5、議案第14号 平成26年度御宿町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

大竹企画財政課長より、議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長(大竹伸弘君) それでは、議案第14号 平成26年度御宿町一般会計補正予算案第5号についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2,113万円を追加し、補正後の予算総額を32億140万円と定めるものでございます。

それではまず、第2条の繰越明許費についてご説明いたします。

4ページをお開きをいただきたいと思います。

3款民生費、2項児童福祉費の保育所建設に係る指名コンペ参加報償55万円ですが、指名コンペに参加誘因を図る上から、模型作成費用の一部を負担するものであり、支出が平成27年5月に予定される審査会終了後となる見込みから、全額を繰り越すものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明をさせていただきます。

7ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入予算ですが、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節心身障害者福祉費負担金の180万円ですが、更生医療の新たな対象者があることから、その給付費に対する国庫負担金を追加をするものです。

2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金の396万3,000円ですが、住民基本台帳システムの整備費及び中間サーバーの利用負担金に対して交付決定がされたため追加をするものです。

2節総務管理費補助金の422万9,000円ですが、平成25年度の国の補正予算で追加されましたがんばる地域交付金の内示に伴い追加をするものでございまして、これを活用して本補正予算で計上をしております防災井戸設置事業を行うほか、9月補正予算で追加をいたしました公民館の屋上防水工事費に活用するものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節心身障害者福祉費負担金の90万円ですが、先ほど国庫負担金でも説明をいたしました更生医療の給付費に対する県負担金を追加をするものです。

2項県補助金、1目総務費県補助金、3節防災設備設置事業補助金の76万2,000円ですが、本補正予算で追加をしております防犯カメラ設置工事費に対して、千葉県防犯設備設置事業補助金の内示があったため追加をするものです。

2目民生費県補助金、3節心身障害者福祉費補助金の1万円ですが、グループホーム等入居者家賃補助事業に対する県補助金を追加するものです。

8ページをお開きいただきたいと思います。

5目商工費県補助金、1節観光費補助金の66万2,000円ですが、当初予算で実施をいたしました観光看板設置事業費に対して千葉県観光地魅力アップ整備事業補助金の交付決定があったことから追加をするものです。

18款繰入金、2項基金繰入金、10目教育振興基金繰入金、1節教育振興基金繰入金の200万円ですが、高校または大学に入学する方の経済的負担を軽減するため教育振興基金を繰り入れ入学準備金の給付または貸し付けに活用するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の660万3,000円ですが、前年度からの純繰越金を追加し収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入ですが、台風による被害を受けた岩和田の保育所及び御宿児童館の施設修繕費に対する災害共済金として5万2,000円、後期高齢者の人間ドック補助事業に対する後期高齢者広域連合からの補助金として14万9,000円を追加するものです。

以上、歳入予算としていたしまして、2,113万円を追加をしております。

9ページに移りまして、歳出予算でございますが、1款議会費、1項議会費、1目議会費、

4節共済費の10万7,000円の減額及び7節賃金の75万7,000円の減額ですが、議会事務局の臨時職員1名の雇用期間が終了し、その後雇用を予定していないことから不用額を減額するものでございます。

12節役務費の5,000円ですが、議会会議録の校正に要する郵便料として追加をするものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費の5万円ですが、各種出張に係る所要の交通費について追加をするものです。

11節需用費の45万5,000円ですが、町内防犯灯の電気料について見込まれる不足額を追加するものです。

12節役務費の16万6,000円ですが、郵便料について見込まれる不足額を追加をするものです。

14節使用料及び賃借料の17万円ですが、事務用コピー機の使用料について見込まれる不足額を追加するものです。

19節負担金補助及び交付金の66万3,000円ですが、社会保障・税番号制度に係る中間サーバーの利用負担金が示されたため追加をするものです。

22節補償補てん及び賠償金の3,000円ですが、源泉所得税の徴収対象者が捉え間違いから過去に徴収漏れがあったことが判明したため、これに伴う延滞金が生じたものです。

3目財産管理費、11節需用費の217万1,000円ですが、庁舎の電気料に関し基本料金の増加により不足が生じる見込みのため150万円を追加し、また庁舎空調の送水ポンプの故障などのため修繕費として67万1,000円を追加し、対応をするものです。

5目諸費、11節需用費の20万円ですが、防犯灯の修繕料を追加をするものです。

15節工事請負費の152万6,000円ですが、主に高齢者の安全と安心の確保に資するため町内主要箇所に防犯カメラを設置するための費用を追加するためのものです。

7目防災諸費、12節役務費の2万9,000円ですが、避難所の防災井戸について昨年度整備した3カ所に続き、さらにB&G海洋センター、布施小学校の2カ所に整備をするため、その水質検査費を追加するものです。

13節委託料の4万円ですが、旧有線のコンクリート柱の撤去を行うための費用を追加するものです。

15節の工事請負費266万7,000円ですが、このうち258万1,000円は防災井戸の設置工事費として、また8万6,000円は新たに協定を結んだ避難ビルへの表示板設置費として追加するものです。

10ページをお開きをいただきたいと思います。

2項徴税费、1目税務総務費、4節共済費の5万6,000円及び7節賃金の38万4,000円ですが、職員の中途退職に伴い臨時職員1名の雇用経費について追加をするものです。

23節償還金利子及び割引料の123万円ですが、固定資産税及び個人町県民税において賦課更正があり不足が見込まれることから還付金を95万円追加し、加算金についてはこれに係るもの及び過年度還付における法令の解釈誤りに係るものとして、所要額28万円を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、3目心身障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金の2万2,000円ですが、グループホーム入居者が新たにあることから家賃補助額について所要額を追加をするものです。

20節扶助費の360万円ですが、更生医療の新たな対象者があることから、その給付費について所要額を追加するものです。

4目出産奨励費、8節報償費の90万円ですが、出産育児祝金の支給対象者が見込まれることから所要額を追加するものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、11節需用費の8万7,000円ですが、強風により破損した御宿児童館の屋根の修繕費として追加するものです。

3目保育所費、11節需用費の2万円ですが、強風により破損した岩和田保育所の窓ガラスの修繕費として追加をするものです。

18節備品購入費の9,000円ですが、食品の温度を測定する放射温度計が故障したため、新規購入費として追加をするものです。

5目児童福祉施設費、8節報償費の55万円は繰越明許費でもご説明いたしましたが、保育所建設に係る指名コンペを実施するにあたり、1社あたり5万円を支出するものです。なお、支出が平成27年5月以降になると見込まれるため、全額を翌年度へ繰り越させていただくものです。

13節委託料の254万9,000円ですが、保育所建設予定区域の地質調査費でございます。

11ページに移りまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、11節需用費の32万3,000円ですが、公衆トイレの管理に係る消耗品について見込まれる不足額12万円を追加し、またホイールローダーの稼働時間の増加に伴い燃料費を15万円を追加するものです。修繕料の5万3,000円ですが、岩和田地先の排水処理施設に係る排水管の修繕費として追加をするものです。

15節工事請負費の52万5,000円ですが、ミヤコタナゴ生息地において水田の畔の復旧について工事費を追加し対応をするものです。

2項清掃費、3目し尿処理費、13節委託料の9万6,000円ですが、中央海岸公衆トイレのし尿収集委託費について追加をするものです。

4項予防費、1目予防費、19節負担金補助及び交付金の15万円ですが、後期高齢者の人間ドック受診者が当初の見込みより増加し、その補助金に不足が見込まれることから追加をするものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費ですが、歳入でご説明をいたしました千葉県観光地魅力アップ整備事業補助金を当初予算に計上しておりました観光看板作成委託費に充当することに伴う財源更正でございます。

4目月の沙漠記念館管理運営費、11節需用費の75万7,000円ですが、企画展示室の空調を改修したことに伴う電気料金の増加が見込まれるため追加をするものです。

12ページをお開きをいただきたいと思います。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬の1万2,000円ですが、入学準備金選考委員会の委員報酬を追加するものです。

19節負担金補助及び交付金の100万円ですが、教育振興基金を活用して高校等に入学しようとする方、またその保護者の経済的負担を軽減するために準備金を支給する経費として追加をするものです。

21節貸付金の100万円ですが、教育振興基金を活用して大学等に入学しようとする方、またその保護者の経済的負担を軽減するために準備金を貸し付ける経費として追加をするものです。

3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の53万4,000円ですが、中学生が各部活動の大会等に出場する際の交通費等に対する補助について出場機会の増などにより追加をするものです。

20節扶助費の4万5,000円ですが、準要保護生徒援助費を追加をするものです。

4項社会教育費、2目公民館費ですが、歳入でご説明をいたしましたがんばる地域交付金を9月補正で追加をいたしました公民館屋上防水工事費に充当することに伴う財源更正でございます。

以上、歳出予算として2,113万円を追加をしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10ページの民生費の児童福祉施設費、指名コンペ参加報償55万円と、

下の段の地質調査委託254万9,000円に関連しまして、何点か質問させていただきます。

保育所建設に関しましては老朽化も著しくて、建て直さなくてはいけない、そういう中で私もさんざん執行部には意見を述べさせていただきました。先日も議員協議会の中で、強い意志を持って進んでいただきたいと町長に確認もとらせていただいております。

そんな中で、建設費初め場所の選定に関しては、町中でもいろいろ賛否がございます。朝、この平面図をいただいておりますけれども、まず建設委員会も立ち上がっている中で、先日いただきました御宿認定こども園指定コンペ実施計画書の中から、⑦のまず5億円を超えない額、この5億円という金額がどうやって決められたのか、それが1点。

その下の提出図面等の中で、建設テーマ並びに設計趣旨等全体土地利用を明記した平面及び説明書とありますけれども、これは全体の中の8,000坪の中の全体を模型として提出して、設計業者がもらうのか、それとも1,500坪、保育園に必要な用地だけをコンペで提出してもらうのか、それが2点目。

それと次のページなのですけれども、審査委員による加点方式による1者を決定し通知するとあります。この審査委員というのは誰が審査委員になるのか、とりあえずこの3点をお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それではまず、私どもがご提出をさせていただきました指名コンペの実施計画というご質問でございますが、こちらにつきましては素案という形で議員協議会でもお示しをさせていただいたところでございまして、これについては現在検討を進めておるところでございますが、まず私どもが目安とさせていただいている建築予定、こちらにつきましては貝塚委員長を中心といたしました保育所建設検討委員会、こちらの中で保育児童数、そして中の建物構造というところにも協議が触れてございまして、この中で建築面積に対して木造平屋建て程度であれば、坪あたり七、八十万であるというような計算の中から全体建築面積1,141.71平米に建築諸費用というものをプラスさせていただいたものでございます。

そのほかには、付帯工事といたしまして、当然進入路の問題とかそういうものもございまして、道路工事関係を含めた中で、近隣の視察をさせていただいた保育所の状況等も勘案させていただきまして、また財源というものの中でも、おおむねその程度のものがやはり一番町の状況に合ったものではないかなという想定でございまして。

ただ、こちらにつきましては、当然これからコンペ等実施していくわけございまして、指名コンペにつきましては、過去に谷内六郎さんの記念館というものを町が計画した際に同様の

ことをやっているようでございますが、改めて模型をつくって提出させていただくというのは、いまだ私どもの町でやった経験がございません。そういった中で、一つの目安という形の中で提案をさせていただいた額でございます。

それから、建設テーマということでございますが、こちらにつきましては、議員協議会等でも、また本議会の一般質問の中でもご提案がございまして、2万6,000平米そのままではもったいないじゃないか、全体計画を考えるべきだ。さらにはもっと広い町中の計画も考えるべきではないかというご指摘はいただいております。その経過の中で、少なくとも2万6,000平米有効利用という見地に立って考えてみろという議員さんからの議員提案もいただきましたので、今回のコンペにつきましては、建物は模型でつくってもらいますが、全体をどういうふうに活かしたらいいかというものをやはりプロの思考、庁内の委員さんだけではなくて、専門家の見地も採用したらどうかというご指摘もいただいたところでございますので、それも含めて提案をしていただいて、建物の模型をそこに落としていただくというような形で考えてございます。

それから、審査委員会でございますが、こちらにつきましては、まだコンペをこれから実施するわけでございまして、実際に希望から考えると12社程度、これは議員協議会でもご説明しましたが、12社程度の指名を行いまして模型をつくっていただくということになるわけでございますが、どの程度の業者さんが参加していただくかという、全く未知数でこれからやる状態でございますので、そういうものを見据えながら今後の審査会、当然その審査委員会につきましては新たに設置するという形も考えていますので、それらにつきましては、まだ現在のところでは未知数でございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

それで、ちょっとわかりにくいところがあったんですけども、町としてのコンペの参加のお願いで要望書は書いてあるんですけども、町が考えているこの8,000坪の中の保育園の位置づけと、そのまたほかの用地、ここで1,500坪使うとなると単純に6,000坪が残るわけですけども、8メートル崖と法面ありますので、バックヤードの山等ありますので、この辺を設計者に丸投げして全部を考えてもらうのか、普通でしたら町としては、大体こういうような保育園をここに配置して、ほかの部分はどういう意向があるというものが、この中には書かれていないんですけども、そういうものは全くもう含めてこのコンペに参加する人たちに出してし

まうのか。町の意志を持って立地とかそういうものは全く考えなくて出してしまうのか、言葉は悪いですけども、丸投げしてしまうのか、その辺のことをちょっとお聞きします。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 実際に先ほど申し上げましたが、指名コンペの実施計画、この素案をつくっている段階でございます、この中でいわゆる私どもの町の個性、こういったものを十分要素としてまず出していきたい。

それから、現地のほうの状況でございますが、今回の地質調査、こういった調査をすることによって、地盤の耐久性等が見えてくるだろう。それからその地盤自体が明確な耐久性、いわゆる安全性になりますが、この辺が明確になってこない、なかなか全体の絵的なものが逆に想像だけの、理想だけのものになってしまうのかなというところもございますので、当然丸投げということではございません。

私どものほうとしては、それなりの町の環境、あるいは今までの町の歴史構成、こういったものを資料として提供して、それに対して専門家の感性というものを提出していただきまして、その中で審査委員会に基づいて一番町に適正だというものをご決定いただくわけでございます。この中には当然、建設検討委員会、それから町有地活性化委員会あるいは建設委員会ですか、こういった意見を、一番最後のページに委員の意見を付随してございますので、それぞれ皆様がああ土地についてどのようにお考えかというものを意見として提案を後ろに載せてございます。こういったものを見て総合的な判断をいただければなと考えています。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

今、建設委員会が立ち上がって進めている中ですので、この予算は予算として、建築は建築として、これからなのでこのくらいにしておきますけれども、この前の、最後になりますけれども、委員会のときに西武に住んでいる、住宅地、ここは完成は住宅地、本当に今東京でも騒音の問題とか発生している中で、近隣住民への皆様への確認、その辺をお願いしてあったんですけども、その辺に関しては少しでも進んでいるのかちょっと確認させていただきたいんですけども。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） ありがとうございます。

確かに住環境というものの調和というものが非常に大事なことは認識しております。これにつきましては11月末、建設委員会を私ども予定してございまして、そういったテーマを検討し

てまいりたいというふうには考えておったわけではございますが、基本的に議会の教育民生委員会協議会を開催させていただいたところ、議会との説明というものについて、中間報告的なものをすべきだというようなご指摘をいただいて、急遽、議員協議会の開催を12月1日にお願いしたところでございます。そこで今のようなご意見をいただいているわけでございます。

ですので、建設委員会、そして議員の皆様、あるいは地域の皆様、いろいろな形でご指導ご意見をいただいているわけございまして、決して私どもが片手間にやっているわけではございません。私ども今6つの改革実行、それからやっと給付金が終わって、マンパワー不足といえますか、そういう中で、皆様の意見をいかに吸収して、いかにいい形にしていくか、これに苦慮しているわけでございます。

そういった経過の中で、やはり今ご指摘の住民課の説明会と申しますか、そういったものは大切だと考えております。本議会の終了後、1月に延び延びになっておりました建設委員会を開催いたしまして、その中で含めて委員の皆さまにお話をさせていただきたいというように考えております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

最後に質問じゃないんですけれども、今の質問に関連しまして、近隣の西武の御宿台の区長さん始め役員さん協力のもと、もろ近隣になる方、道を挟んで、あそこ西武の中でも大型区画がありますので、別荘族もいます。全くこの事業が、あそこに保育園ができるのを全く知らない方もいるわけなので、ぜひともその辺は後からどうのこうのということにならないように早目にその辺は準備していただけるように要望して、質問を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） ご配慮ありがとうございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） まず、4点ぐらい質問あるんですけれども、11ページ商工費、観光費の中で財源更正について今、看板のこと担当課長より話がありましたけれども、具体的にちょっと。年度の当初予算の100万のやつの財源更正なんですか。それとも鶴舞のところに立った看板の財源更正なんですか。ちょっとその辺を。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） こちら今年度、大多喜の船子の交差点の手前に建てた看板の財源更正でございます。

(「船子のところですか」と呼ぶ者あり)

○産業観光課長(田邊義博君) はい。

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) もうこれはでき上がっちゃっているということですね。そういう中で66万円戻ってきたという中で船子にもつくったと、船子って大多喜ですね。

そういう中で、高速おりたところにエビアミーゴの看板がありますけれども、前に言ったようにこれ片面だという中で、夜も照明がないと小さくて見えないというので、これを移設して新たにつくるような考えはないのかと。全く片面でこれは恥ずかしい話、前に指摘しましたけれども、新たにやるような考えはないのかというその1点です。

○議長(中村俊六郎君) 田邊産業観光課長。

○産業観光課長(田邊義博君) 市原鶴舞のインターのところの看板でございますが、何回かご指摘をいただいて裏面をとということですが、地権者との関係であそこの場所につくりまして、後ろに電信柱がありって上り方面からなかなか見づらいということで、効果がないということで裏面は使用しておりません。また、あれをどこかに移設して大きいものをとということでございますが、そちらについては今後検討してまいりたいと思います。照明についても検討させていただきます。

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) 9ページに移ります。

そういう中で、一般管理費という中で需用費45万何がしという中で、これ光熱水費という中で、補正でいつも出てきますけれども、まず補正算出の根拠、どういうふうで45万円出てきたのか。財産管理費のほうも、需用費出て庁舎という話聞いていますけれども、それは後で聞きますけれども、まず当初予算でどういう配分をしていったのかと。342万円の配分ですね。

まず、一般管理費というのは、どこの施設を、何を管理するのかということと、25年度決算と比べても増額していると、その要因が何かと。それだけ増えていてなぜこう補正が出てくるのかと。電気、ガス、水道は定額ですけれども、あと灯油類、燃費等上がっていくのはわかっています。下がっているのもありますけれども、そういう中で、実際にこの342万円をどうやって配分して行って足りなくなっていくのかと。補正を組むということは足りないから組むと、どこの部分が当初予算と比べて少ないのかと。5つぐらい言っちゃったけれども、わかりますか。

○議長(中村俊六郎君) 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今回、一般管理の需用費で、光熱水費で値上げをいただくものについては電気料の値上げでございます。これについては各区の防犯灯の環境を26年度より町で支払うということと、ほかに従来から清水側の元の役場の元の郵便局になっている、あの遊歩道のところですね、あと実谷のトンネルとかはこの科目で支払っておりましたので、それについてでございます。

そのほかに今回お願いするのは、2月に防犯カメラを設置したいということで考えておまして、その電気代約8,000円を合わせて、45万5,000円の補正をお願いしているところでございます。

需用費、光熱水費については、配分については前年度の予算をもとに、各費目に分けて計上しているということでございます。ちなみに、今回その光熱水費についての電気料、これは26年度当初予算では電気料については、10ワットについては大体120円、月額でこれで見ました。20ワットの防犯灯については170円で見えております。ただしこれが予算編成後、燃油が値上がっております。11月現在で見ますと10ワットで141円、20円ぐらい上がっております。20ワットについて当初予算と比べて26円程度、月額上がっておりますので、その見込みの補正をお願いしているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 質問は、まず一般管理費と財産管理費ありますけれども、それは何かと、品目。それで品目の中で342万円をどう配分しているのか、全部電気代なのかと。じゃあ、どこの電気代を持っているのかと。ガス、水道、光熱水費と書いてありますから、それで足りなくなる1月、2月、3月、それで補正なんでしょうけれども。じゃあ、現在高は幾らあるんだと、その辺全く答えていない。それで201万円去年よりプラスになっていると。それはあなたが全然議場で言わなかったか、防犯灯と言っているけれども、160万何がしですよ。そういう中で最初に一般管理費とは具体的に何かと、初歩的な話です。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 一般管理費の光熱水費、これは年度当初で342万3,000円の予算を承認いただいております。これについては、従来から先ほど申しましたように清水川の遊歩道、ほか岩和田の観光道路、この照明、西林寺の照明、実谷下倉線のトンネルの照明、中央海岸公衆トイレの照明、中央海岸入口の照明、地曳橋街路灯等の町が管理しているものについての電気料、これについては24年から25年の1カ月平均、これに値上がり分のことを、平成24年9月に電気料値上がっておりますので、これを含んで12カ月をまず行っています。これが151万2,000

円。プラス26年度から各区の防犯灯の電球がえを組みましたので、これと合わせて342万3,000円の予算計上をしております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 要するにこれは電灯代だということを、まず何を管理しているのかという中で、じゃあ342万円の中で電気料が上がっているのは承知しています。ガソリンもそうです。そういう中で、じゃあ現在高45万円を、防犯カメラの話も入ってきた中で、じゃあ11月現在の残高幾らあって、それを割り振ったら幾らという形で45万が出てくるわけですね。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 4月から11月まで使用したのが電気料が258万5,880円です。これを月平均で割りますと、32万3,235円ということになります。今、予算組んでいるものから、3月まで想定される分387万8,820円を引いたものが、今回お願いする不足額について補正をお願いするものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 年度末で大体、あなたのところもどこもやっていたけれども、流用でこれぐらいやっているんだよね。前は聞きそびれたけれども40万ぐらいなら、大体流用でおたくのところでもそういうのが、不用額が40万ぐらい出て、まだ流用して80万ぐらいのものが、そんなの結構あると思う。需用費はともかく、2カ月後に補正が組めるという中で、流用を極力避けて補正分でいくという形のものが本来の筋で、査定の形骸化も出てくる。予算審議している中で流用、流用と言ったら、なかなかこんな議会なんか意味がなくなっちゃう。という中で、今後その辺を注意して行っていただきたい。

続きまして、財産管理費。これは同じようなことです。

これは財産管理とはどこを管理しているのかと、さっき庁舎という話で150万同じように電気代が上がっているという話はもう理解していますけれども、じゃあ1,279万の内訳はどうなっているのかと。それで今1月、2月、3月と要するに50万ずつ不足しているという考えなんですけれども、この1,279万というものの内訳。それと今度は財産管理になっていますから、どこどこを管理して、この1,279万が、この150万というのは今電気代という形を聞いていますけれども、電気、あるいはガソリン代とこれははっきり言ってしようがないという形の中で、今大体11月で残高どうだという中で、12月から、これは50万ずつの話なんでしようけれども、その辺の内訳を教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まず、財産管理の光熱水費、これについては庁舎でございます。今回補正するお願いするものについては、まず150万円のうち電気料について100万円、それから水道料について46万6,000円……

（「ちょっと聞こえないんですけれども」と呼ぶ者あり）

○総務課長（木原政吉君） 電気料について100万4,640円、水道料について46万6,110円、ガス代については2万9,148円ということでございます。これについて、やはり先ほど防犯灯等で申し上げましたとおり、実績に基づいて各上がっております。

電気代については、25年では935万6,555円、これが4月電気代が値上がって、4月については8.9パーセント、各5月から8月までは3万円とか4万ずつ前年度に比べて上がっております。9月についても6万円、これは前年度に比べて7パーセント上がっております。この見込みの中で不足額を見まして、補正をさせていただいているところでございます。またガス代についても、理由について調べてみますと、例えば今年入って男の教室等の回数等が増えているということで、実績で見ましてこれだけ不足するだろうということでございます。水道について46万増えているんですけれども、使用頻度、また原因については、今調査しているところでございます。

以上でございます。

（「もう一点、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 25年度は1,097万決算額、それで180万上乘せしてありますよね。それでも査定を上回ったガソリン代、電気代等々、水道がなぜ上がるのかわからないんですけれども、今あなたが言ったように光熱水費という中で、どんぶり勘定じゃないと思うんです。この1,079万をどうやって配分してあるのかと。光熱水費の、要するにお金を全部勝手に使っていくのかと。

やはり電気代幾ら、ガス代幾ら、水道代幾らと割り振ってあると思うんですよ。それが見えないんですよ。そういう中で電気代の値上げ、あるいは時期的に今は下がっていますけれども、ガソリン代の値上げとか、そういうのは十分理解できるんですよ。

電気代は来年安定するという話を聞いていますけれども、まず去年より180万査定が上がっているという中で不足分は十分承知しているんですよ。そういう中で、ぱっと需用費だけで出ていると、1,079万。これはガス代に幾ら配分して、ガソリン代に幾ら配分しているのか、これはどこが使っているかといったら、全部庁舎内の費用が1,079万なんですか。その辺の、じ

ゃあ、公民館とかそういうのは別だという中で、この庁舎の中だけで全部使われているのか、その品目がわからないんですよ。需用費で必要なのは、わかっていますけれども。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 先ほどその中身について庁舎のほう、1点訂正させていただきますけれども、財産管理、光熱水費1,279万円予算計上させていただきます。これについては主に庁舎についての光熱水費というご説明にさせていただきたいと思います。

私ども総務課のほうで所管しているものと、その他の課で所管しているものが一部含まれているということでございます。光熱水費、私ども総務課のほうでいいますと、庁舎の電気料、庁舎のガス代、庁舎の水道料、ということでこれについては、先ほど過去2年程度の実績で見込んでいるという査定になっております。予算の中でいいますと、電気料についてと、ガス、水道、庁舎については、この中の870万円で査定のほうをいただいております。これについては、御宿台の町が管理する公園等の電気代等も旧御宿高校の電気代等もその辺についても組まれた合算額がそのとおりになっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） よく聞いてください。

電気。企画課と一緒にしょうけれども、それはわかるんですけども、電気、水道、ガス、その他燃費とかあると思うんですけども、それをどうやって当初予算で積み上げていったのかと。電気と何か一緒にしちゃってると。だから私が言っているのは、じゃあ、電気部門と何もかも、一緒にくたで、そこからずっと金を引っ張り出していくのかということをやっているのです。ガス代が足りなくなる、ガソリン代が足りなくなる、一つの山の中から崩していくから、最後に精算すりゃいいけれども、その品目の積み上げが何なんだと、150万、これ150ですね。この需用費が足りないと予想されるというものが見えないんですよ。

先ほど、再々言うけれど、ガソリン代も電気も上がるのは承知しています。じゃあ、基本的に隣と隣同士なのでしょうけれども、一緒にくたに使っていると。その積算は何かと言っているのに、あなたは一緒にくたに言っているから、私の聞いているのがわからないんですよ。わかりますか、質問。

それで足りないから、さっき電気代と言ったのを今度は水道代が入ってきて、もう一つ何か、2万何がしが入ってきたと。聞けばそういう話になってきたと。これは全部、庁舎の電気代だと私は思っていましたよ。全く違うじゃないですか。

そういう中で50万、僕は水道は定額だから、定額というのは通年、大体予想されるけれども、

漏水でもあればまた違うし、災害でもあれば違うんでしょうけれど、そういう中でじゃあ水道代は幾ら見ているんだと、ガス代は幾ら、それを聞いているのにあなた全然答えない。150万の足りない分を2万幾らまで出してきたなら、その項目の当初予算と今の残高があるでしょう。1月、2月、3月が足りなくなると、それが補正ですよ。それをあなた答えていない。

○議長（中村俊六郎君） ここで午後1時まで休憩します。

（午前11時55分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

（午後1時03分）

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは、先ほどの瀧口議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

先ほどのご指摘で、平成25年度この費目の光熱水費について、25年度当初予算と26年度の当初予算の1年間を比較した場合、393万円増加しているということでございますが、この393万円の内訳は、この費目には総務課分と庁舎管理の部分と、企画財政課、先ほどもご説明しましたが、須賀の多目的広場の光熱水費、西武の町が管理する児童公園等の公園電気料、また旧御宿高校の電気料、水道代が入っております、総務課分で393万円超過した分の内訳としましては、総務課で庁舎の電気料これについて38万8,000円、また企画のほうで、旧御宿高校の部分で354万2,000円増えております。この393万円を増やして本年度予算当初では、1,279万円の予算を計上させていただいております。

このうちの総務課の再配分、庁舎の財産管理ですが870万円、企画部分、先ほど申しました須賀多目的広場等から企画で所管する分については409万円、合わせて1,279万円の光熱水費を当初計上させていただきました。

その内訳としまして、企画部分では先ほど申しました企画が所管する施設の電気料、これが366万4,000円、水道が39万6,000円、合計の409万円でございます。また私ども総務課の庁舎管理、これについては870万円当初予算で計上させていただきましたが、この内訳としまして電気料が832万5,000円、水道が34万5,000円、ガスが3万円でございます。先ほど補正の内容を150万円ということで説明させていただきましたが、電気料につきましてその150万の内訳のうち、137万円が電気料、水道料が10万円、ガス代が3万円、先ほど私のほうで一部間違えて説

明しましたが、あわせてご訂正し、説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ということ、1,279万ということと、じゃあその150万の話は今、内訳が出ましたけれども、どっちでという形が今出ていなかったように。隣かどっちで150万円使っていくのかというのが、今出ていなかったですよ。

それともう1点、そういう中で、補正を組んでいって予算を明確に上げていくということは、必要なことだと思うんですけども、そういう中で25年度決算では不用額が全体で8,800万出ていると。補正を組み組み流用しながらけつになれば8,800万まで出ている。実質収支でも黒字がある。2億余っちゃう。それとプラス基金のあれが1億1,000万と。合わせて約3億ぐらいの黒字になっている、基金も入れて。そういう予算の中で、この需用費が生活必需品だという中で、それもわかるんですけども、トータルであなたのところは、去年2人一緒ですよ。不用額がどういう形で出てきちゃって、どういう見直しをしてこういう予算の中で補正を組んできたのか、この2点。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 1点目の、今回の補正を組んだのは例えば両方の予算が合わさっていますから、どちらのほうで補正を組んだのか、これについては庁舎の、私どもで管理しております庁舎の財産管理ということで計上させていただきました。

2点目の監査でもご指摘がありまして、予算は仮に総務費でもほかの課と合わさっていると、その辺の縦割りといいますか、その辺で最終的に流用なりそれで補正を組んで残っているというご指摘でございました。これについては9月の決算でご指摘を受けて、財政課長から流用等については十分慎重にやるようにと、それともう一つが縦割りではなくて同じ費目を組んでいる横との連携をとりながら、補正を組んでいくようにという指示を前回出しております。その辺については事務執行上、ご指摘の点を踏まえて改善していきたいというふうに思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それでは、次に移ります。

先ほど瀧口議員から、10ページの福祉施設について質問がありましたけれども、私も二、三質問をしたいと思います。

そういう中で、あそこは事業用地で本来小学校用地ということで、いろんな経緯の中でそういう形になったと思う。という中で、御宿台には建築協定がありまして、それが切れて都市地

区計画をつくりました。それと当然御宿町全体が、都市計画の網にかかっています。あとは開発行為があるかないかという中で、これに対してどう担当課としては都市計画、地区計画の整合性を持ってあそこに建てていくのかというのが1点。

それと、先の滝口さんの一般質問で平成27、28に給食センターをつくるという突然の話がありまして、それはそういう形でいくという中と、御宿小学校も耐震工事は終わっていますけれども、40年という経過していると聞いております。経年劣化も進んでいるという中と、御宿保育所、岩和田保育所を含めて、一応災害から危険回避という一つの要因があると。御宿小もそういうことが考えられるという中で、先ほど担当課長が総合的に土地の利用を考えているという中で、コンペにもそういうことを言っていくという中で、あそこでは工場は建てられないという一種の規定があります。でも、都市計画審議委員会、また県のほうで公的なものだという中で協議していけば、それは可能性がないとは言えないと。可能性があるということも考えられるので、その辺を含めてあそこを総合的につくらなくていいんです。配置だけを考えてやっていくような指導をしていっていただけないかと。

とりあえずその2点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どものほうからは、本施設の開発行為、あるいは都市計画の基準制限というふうなお話でございますが、まず開発行為については議員ご承知のように、もともとあそこは開発行為の土地でございます。私が役所に入って、建設課に在席したときですからもう25年から30年ぐらい前ですね。最初の思い出深き場所でございます。切り盛りから中の土量関係、そういったものについては宅内処理ということですので、特にほかからの搬入土のない中で、切り盛りをして整地をしました。非常に岩盤の大きなところでございまして、今でも、場所場所によっては土砂が滑って木が倒れたりしてございます。

本地は、先ほど図面をお見せいたしましたけれども、2段になっておりまして、開発上の勾配が10パーセント以上ということで、安定勾配の中で2つの土地に工夫されているというのがまず一つでございます。これにコンペをかけまして、どういう建物が出てくるか、どういう形でそこに納めていくのかといいますと、その切り盛り土量等によりましては、3,000平米以上1万平米以下ですと大原土木事務所の審査。1万平米以上ですと、全体で2万6,000平米ございますが、内容によっては県の審議会を通らなきゃいけないというそれぞれの申請のハードルは確かにございます。これにつきましては、新しく建設委員会立ち上げたときに、そういうことも考えられますので、大原土木事務所の建築主事をオブザーバーをお願いしております。今

回の建設委員会終了後にもやはり建物についての考え方を指導していただきました。いずれにせよ、これから建設委員会やコンペの中でその建物に応じた開発行為に抵触するものについては、早目に対処していくということで考えてございます。

それから、都市計画法の関係につきましても同様でございますが、これから建物の内容等に基本的には現法規制に抵触しない形で仕様書的なものも整備していきたいというふうに考えておりますので、その中でご提案いただいたものについてのそれぞれの法的な対処というのは、速やかにしなければいけないという認識は充分してございます。

それから、全体計画の中の給食センターの関係ということでございますが、こちらにつきましては、私どものほうの今の建設委員会、あるいは検討委員会の中ではいわゆるその調理実習、食育関係もございまして、小さな子供が安全に食育ができるように、また食べ物の安全性、アレルギーなども特に多うございまして、調理施設を設けて食育を兼ねた教育環境を整えたらどうかというようなご提案をいただいております、またそのようにも考えてございます。現状では、新たにそこに、給食センターというお話は今のところ協議されておられません。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 給食センターなんですけれども、滝口一浩議員の質問にお答えしたように、前期アクションプランの中では、協議が教育施設建設委員会でやっておりますけれども、協議が調べば、29年度に工事の予定で進めていくという形には記載されておるわけで、それに沿って進めていきたいと思っておりますが、その選定の候補地につきましても、その中で協議していくわけなんですけれども、ただ、あそこの学校用地につきましても、あそこが都市計画で言う第1種住居地域になりますので、給食センターに必要な面積の工場でありますと建てられないことになっているんですね。

ただ、建築基準法にはただし書きがありまして、その地域の住居環境に害を及ぼさないことがまず一つと、または公益上やむを得ず必要な場合には、建築することを特定行政庁、夷隅土木だと思っておりますが、そちらと協議して許可をもらえることもできるというようなことになっておりますので、その辺の規制がかかっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 可能性のある形で、用地の配置図だけは整えていったほうが、じゃあ小学校はどこへ移転するんだといったら、ちょっと場所は考えられない。御宿高校を出ていけというわけにはいかないでしょうから、そういう中で本来の小学校用地の中に保育園がそこへ

入ってきたという中でトータルで担当課長は考えられていくということですから、そういう配置図でいっていただければと思っております。

それと、金額まで提示されている中で交付税70パーセントという、その適応範囲ですね。ど
ういうものが70パーセントなのと。5億円という話までこう議会ではなくて、一般の委員まで
出ていっちゃっているわけですからこれをとめろというほうがまず無理なわけで、まず5億円
の内訳は何だと。全てで5億円なのか、備品類まで入れて5億円なのか、建築だけなのか、造
成、あるいは道路の付けかえとか、もろもろありますよね。そういうものを含めて5億円で、
その中で70パーセントの交付税の算入のある品目とは何があるのかと。簡単で結構です。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、私どものほうからは建設工事につきましてご説明
を差し上げたいと思います。交付税の内容の適用範囲につきましては財政課長からお願いした
いと思います。

この建築行為の内訳ということでございますが、先ほどもお話したように、私どもが建設検
討委員会等の視察の中で一つの目安的なものを、それから人員配置というものを考え合わせま
すと、身の丈に合った状態というのが大体それぐらいの目安だったらというふうに考えておる
わけでございます。

基本的に今現在といたしましては、建築工事、それに付帯する駐車場、フェンス、こういっ
たものを含めた中で、常々ご質問いただいております東京の関係で値段が上がったじゃないとい
うような目算もございますが、せいぜい財政的に見てそのぐらいの中ではおさめないといけな
いだろうと思っております。細かな内訳につきましては、これからまだコンペが終わった後に
設計書ができますので、そこでお話しするわけでございますし、それから都度都度ご注意いた
だいております建設委員会の資料関係ということでは、この金額というのは議員協議会でしか
出してございません。ですから本当は建設委員会で満を持してそれからというお話があったん
ですが、議会のほうの説明ということを考えまして、先に提示をさせていただいたわけござ
います。

この設計費につきましては非常に微妙なところがございまして、本議会が始まる前にもう既
にどこかからの情報か、建設系新聞とかそういうところからいろんな問い合わせが来ておりま
す。ただ私どもとしては、建設検討委員会、町有地活性化委員会、あるいは建設員会、そして
議会と、こういうところを通しましてご説明をしておるわけでございますので、そういった経
過の後にまた結果をお話しするというような形で、細かな公表はしてございません。

ただ、全く目安がつかないということでは、いかんともしがたいところもございますので、それぞれの委員会でいただいたものを総合的に判断した中で大まかな目安ということで、提示させていただいているわけでございます。この数字はこの後、1月早々の建築委員会でお話を差し上げたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 起債とそれから交付税の制度についてということで、私のほうから説明させていただきます。

緊急防災減災事業につきましては……

（「ゆっくり話して」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（大竹伸弘君） 緊急防災・減災事業につきましては、対象となる事業の起債制度でございまして、この制度に基づき借入れを行った地方債の元利償還金の償還にあたって、その額の70パーセントに当たる額を交付税算定にあたって基準財政需要額に算入をするという制度でございまして、地方債ですので、地方債が発行が可能な費用につきましては、公共施設の建築工事費のほか建築工事に直接関係のある設計費用などが対象となるものでございまして、基本設計や備品の購入費等は対象外となるというものでございまして、

また、今回の保育所の建設における緊急防災・減災事業の活用につきましては、施設の移転ということが対象となる条件となっておりますことから、起債の対象経費につきましては、原則移転前の延べ床面積及び用地面積を上限とするということで制度上定められております。従いましてこの延べ床面積用地を超える場合につきましては、面積の割合で事業費を案分し移転前の面積分についてのみ起債対象とするという制度でございまして、

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 大体その方向性が見えました。そういう中でこの今日の予算が承認されていけば、ある程度の方向性に向かっていくと、具体的に。指名コンペも入っていくという中で、大変私心配しているのは、この二、三年の議会、職員の動きを見ていて、大変いろいろと遅々たるものがある。という中で、聞くところによると、担当課長は来年いなくなるような話も聞いております。そういう中で今も話されたように開発行為も携わってきたと。今、この担当は保健福祉の担当だという中で、赤ちゃんからお年寄りまで、障害者から保育園含めて、大変人命にかかわる大変大切な仕事です。ほかもそうでないと言っていない。特に今年は忙しいという中でこれだけの仕事をこなしながら、じゃあ、建設のこの仕事をやっていかなきゃい

けない。昔以前、議長の隣にいるその局長は、中学校建設でかかわってきていましたから。あれだけの事業をやりながら教育行政をやってきたと。教育長も一緒にいましたけれども。終わってから突然にどこかの先生がぼっとおりてくる。僕らだったらなぜ建設の途中に、そういう臨時でもないんでしょうけれども、そういう職員を配置しなかったのかと。後ろにいる人は大変苦労したという現場を見ております。今回も一人、任期付の建設課にいらっしゃると思うんです。採用しているという中で、町長の権限の範囲なんですけれども、この保育所の建設は町長はもう公約に掲げているという中で、担当課のほうの今の人をどういう形かわからないけれども、この事業が終わるまで、そういう形のものが有り得ると思うんですけれども、これは町長の専決事項ですから、そういうことを提案しまして質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 先ほど観光看板の質問がありましたが、それに付随してのことなんです。あの鶴舞インターのエピアミー号の看板、何とか場所を確保したということで、わかりやすい看板が設置されているんですけれども、通行側からすると距離感があるのと看板自体がそんなに大きくなかったの、背景も広いのでより小さく見えちゃうんですね、先ほども指摘がありましたように。あの看板を無駄にするのじゃなくて、あそこにはやはりインターおりのすぐの御宿の顔として、インパクトのある大きさとデザインとそして夜の電飾も含めて、ちゃんとした看板をちゃんと設置するということがすごく大事だと思います。あの看板は無駄にしないで移設するというふうに再利用をして、布施ルートの入りにでも、そうすると距離感が近いのであの大きさでもある程度の効果が出ると思います。

そして、メインなんですけれども、国道128号線トンネルを抜けると御宿だったというところに、今、町の看板がありません。切通しを抜けた直線の御宿が開けていく、あの一発目のロードサイドに、やはりよく御宿に来てくれたと、いうサインは観光をここまでウエートを持って運営する御宿としては、かなり優先順位の高い事項だというふうに私は認識しています。そして下り、勝浦側からもトンネルを抜けると御宿だった。あそこはなかなか看板を設置する場所を確保しづらいんですけれども、それでも大きさと設置場所を考えれば、何とか入れるところはあります。

その国道沿いの2点とインターのところのリニューアル、ぜひスピード感を持って何とか形にしていきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 看板につきましては継続的にやっていくつもりでございますので、その中でご指摘のあった点踏まえながら前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） ぜひよろしく申し上げます。看板といっても御宿においてのサイン、看板、ほかの市町村よりもウエートが高いジャンルの建設物になると思っております。そしてその看板はそのつくり方によってその営業所や町の意志や考え方まで表現してしまうものだと思います。ゆえにすごく大事なポイントの一つだと考えますが、それを含めて、ぜひ何とか形にさせていただきたいと思います。町長の意思をお伺いしたいと思いますが。

石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘の点はよくわかりました。極力検討してスピード感を持って対応したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 9ページになりますが、総務費の中の使用料及び賃借料で、コピー機使用料17万ですが、これ当初予算幾らだったのかと、先ほどからずっと同じような質疑で私も聞いておりましたけれども、2年ですか、3年間の平均だと新年度の見込みということで予算化するわけですね。そういう中で主な要因というのはどういうことなのか。それで次の質問というか、似たような内容を一般質問で触れましたけれども、この辺で私、かなり電子化できる要素があるんじゃないかと思うんですね。

この間もさまざまな委員会だとか含めて議会も、非常に丁寧な資料をいただいております。大体議会ごとで相当な文書量になるんですね。一般的には5円から10円程度ですか、ちょっとわかりませんが、コピー代がかかるというふうに言われておるわけですが、その辺で議会はやっぱりこういうふうに紙が非常にわかりやすいのですけれども、この資料というのはやはりどんどん修正もかかってきて、そのための協議だと思うんですね。ですからどんどん修正もかかりますし、そのたびごとに全編差しかえですと、2センチなり3センチなりの紙が処分されるわけですよ。そういうことと、あと配付の手間だとか含めて、私はこれは事務改善のほうで提案もしてございますけれども、今後検討して、やはり紙は紙でいいところもあります。やはり電子化してスピード感、それから費用、確実性含めて、いろいろ検討できる余地が私はあるんじゃないかなと思いますので、それも踏まえながら答弁させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今回、一般管理のコピー使用料について17万円補正させていただいております。当初については224万の予算を計上させていただきましたが、昨年の4月から10月と今年の4月から10月、これを比較した場合、昨年は31万1,910枚、コピーを役場にありませぬ総務課、税務課、議会事務局、保健福祉課、建設課また戸籍のほうの住民課でトータルで使用しておりました。比べて今年の4月から10月まで34万7,693枚増加が3万5,713枚というふうになっていることになっています。結果的にはいろんな要因があると思うのですが、説明資料とか、それについて増加しているというようなことも考えられます。

金額的にはコピーというのは、うちで契約していますのは、何万枚、何千枚を幾らという使わないと安くなるということでございまして、先ほど申しました各課によって、料金の単価が使わなければ使わないほど高くなると。1枚ですね。使えば使うほど安くなるという計算ですが、平均で今持っていますのを計算しますと、1枚4.4円、町のコピーはトータルで考えているということでございます。これもばかにならない話なので、今石井議員からペーパーレス化、またそういったものを必要などころには必要に当然、必要なんでしょうけれども、そういった庁内の会議とかそういったものについて、先進事例も例えば神奈川県庁とかもやってかなり減ったと、また意思疎通も旧の費用で更新できるというのが、タブレットを使って結果としてそういう向上が図れるという事例も聞いております。この辺については当然今後検討して改善していくということを考えなければいけないというふうに思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） コピーについては使用枚数に逆比例して下がるということで了解いたしました。このコピー機でありますけれども、今複合機と言われまして、ファクスだとか、それからパソコンのプリンターにも使われますよね。こう見ますとそれは確かに導入の年月日は違うんだらうと思っておりますけれども、複合機であれば1つで済むんですよ。今おっしゃるとおりなんですよ。1つでたくさんのもので出力できれば安くなるじゃありませんか。同じようなものがいっぱいあるんですよ、庁内に。例えば1フロアに1台置くと。それは通常のプリンターにも使えますよ、ファクスも受信できますよ、コピーもできますよとなれば、1つの機械の使用量が非常に多くなりますよね。そうすると通常1台についての契約だというふうに認識しておりますので、そうするとさらにこの単価を下げるのが可能だと。それからさまざま機械を、それを1台にすることによる導入単価も下がりますよね、当然。メンテナンスも当然下がります。まだまだ改善できるじゃないですか。そしてこれぜひ検討していただきたいと思いま

す。

それから、今後電子化ですけれども、それも質問が終わってから何人かの課長に聞きましたけれども、活用してますよと。それぞれの課で、タブレットを活用しているというお話なんですけれども、その活用の効果というのが私は全庁的に共有されていないのだと思うんですね。総務課長の認識は全くないわけですから。ですからせっきく導入してそれぞれの課でそれぞれの効果が上がっていると、それから今課長がおっしゃったように今後そういう他の自治体が行っている先進事例、効果的な活用方法を検討するということですので、今現在さまざまな形で活用されているということですので、それを庁内でもやはり共有化してより効率を上げていただくと、スピーディで確実間違いのないと、事務軽減をしていくということができると思いますので、今後お願いしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。その辺の内容については。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ものによってはご指摘いただいた件については十分検討してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そのためにはやはり基本的な条件整備が必要だというふう思いますので、それをやはりこれからの新しい事務、サービスの提供につながると思うんですね。住民がきてもWi-Fiが庁内では受信できないということもあるわけですし、皆さんの使われている事務機器では、例えば今、商工会も動画サービスができて、町内の出来事が速やかに出ていますよね、非常に躍動感ある、そういう町づくりが見えてくるわけです。商工会非常にいい、改修されて見やすいし、わかりやすいホームページになっています。御宿町も今ホームページ改修をされているというふうに思いますので、ぜひそうやってやはり光を導入したとその効果が本当にあらわれているんだと、それから公民館でもパソコン教室、タブレット教室やってたくさんの方が受講されていると、これも来年どうかわからないじゃなくて、ぜひこれが町のためにも来年も継続してやってほしいと、職員の皆さんにもそういう機会を与えてほしいという声も町民の中に出ていますので、ぜひそういう研修やっていただいて、活気ある町づくり、未来に向かう町づくり、つくれるんじゃないでしょうか。まず率先してやっていただきたいと、だからといって読み書きそろばんということも大変大事なので、それはそれとしながら、新しい技術を使った行政運営していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 職員がなかなか前段の一般質問でも、ご説明しましたがなかなか増えさせる、増える条件がありませんので、やはりそういったものを活用してまいりたいというふうに考えております。当然行革の中で、進捗状況等もチェックしているわけですが、事務改善についてもそういったものも活用していく方法というのを検討して改善してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解しました。じゃ、次に移ります。

同ページ、財産管理費であります。需用費の中で修繕料ということでこれは庁舎の空調関係の修理ということでございます。これは大変庁舎、建設してから年月がたってまして、この空調関係の補正、修繕ですね、これも毎年出てくると。2年くらい前、大規模改修もやったという中で、その後もやはり毎年のように出てくるといことであります。今日はこの議会の中扇風機が配備されていますけれども、これは総務課のほうでご対応していただいたのでしょうか。というのは、今日も外、5度ないぐらいで、ここのところ非常に寒い状況が続いているんですけれども、今まで冬場ですとどうしても足元が冷たいという状況があったんですけれども、非常に今回快適なんですよね。これ、そんなにしないと思うんです。今庁舎のほうもクールビズ含めてエアコンも最低限しか、要するにクーラーも最低限しか使わないと。こういう役場の設計ですので、風が抜けるという状況はちょっとないんだと思うんですよ。やはりこれを改善して、皆さんの労働環境、それから住民の皆さんに来ていただくことも含めて、風を動かすだけで、体感温度も下がりますし、またこういう暖房効果も高まるんだと思うんです。

これわずかだし、これそんなに電気代もかかりませんよね。改めて天井なんかにそういうものをつけようとするとも莫大な工事費用とかかかるし、美観上の問題も発生します。これも使わないときは、ほかでも使うことが可能じゃないですか。こういうときどんどんあるんじゃないんですかね。それについてどうなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご指摘の扇風機、これで空気を回転しますが、去年の段階で、議会を開きますと、下が寒くて上が暖かい、ですからそれを改善できないかという中で、一旦は例えば上に扇風機ですね、それをつけて一体幾らになるんだという見積もりを出して検討しました。当時の予算額といいますか、そうすると120万程度かかってしまうということと、この講堂上に穴をあけなければならないということでしたので、今回は今の局長が、今できること、すぐできることということで、扇風機のほうをこういうふうに設置いたしました。今日ま

で議会やっていますが、外が寒いので一定の効果があるというふうに認識しました。お金をかけるのが一番いいという話ではなくて、こういうことができれば、議場または庁舎内も含めてご指摘のように空調は下げておりますので、いろいろ効果が出るような方策については検討してみたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解しました。

多少、音が出るようではすけれども、新しいものではかなり静穏設計のものもあるようでございます。そういう意味では事務の妨害にならないというふうに思いますので、こういう効果的なものをやはり使って事務改善していただきたいと思いますね。

それから、じゃあ次に移ります。独自の防災諸費ということで、防災施設工事、これ防災井戸それから防災ビルの新たな合意ということで先ほど説明がありました、これでいわゆるマンションが防災ビルがメインだったと思うんですね。これで何棟になったのかと。あと何棟ぐらい防災ビルとして契約が可能なのか。

それから、あの防災井戸がありますけれども、その前に水質検査手数料ということで、これも多分防災井戸の水質検査だろうと思うのですが、この防災井戸を使ってどういう防災訓練がなされているのかと、先般ちょっと中学校にお伺いしたときに、まだこれは学校側ではまだ使われていないような話を聞いたんですが、せっかく設置をしたわけですので、これやはりさまざまな訓練の中で使っていただきたいというふうに思うんですね。その辺についてどのような実態なのか、あわせて答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今回ご指摘の防災諸費の工事請負費226万7,000円の内訳といたしまして、避難井戸、避難所の井戸2カ所、これはB&Gと布施小学校にございます。これについてがんばる地域の交付金を使って整備したいということと、ご質問の避難ビルの看板がこの中の8万6,000円ということになります。この避難ビルについては、マンションの理事会と協議して、新たにクアライフがご協力いただけるということでございます。あわせてこれで8カ所ということになります。収容人員、これは面積でやるんですが、トータルで6,222人という数値になっております。今後については、やはり6棟マンションがございまして、お話にいつ今後協議を進めてもいいという話を一部の住民のマンションの方と、うちのマンションはどうなのというお話はいただいております。実際にはその理事会とかめどまではいっていませんが、増やしていきたいということで考えております。

それと井戸については、今のところ検査、去年つくったのが3カ所ございますが、やはり大腸菌のほうの水質検査で出ました。ですから、災害を受けて避難所になった場合、飲料水としてはやはり飲めませんが、トイレとかそういったものについては使えるという状況でございます。中学校のときも浅間山の下に溶岩ありますが、今後中学校の訓練とか何かも含めて、そこにあって活用できるんだというのを実施してもらいたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 大体わかりました。それで、避難ビルについては合意なされるということですので、当然さまざまな計画だとか表示、現場もそうなんですけれども、町のインターネットもそうですよね。そういったところもやはりきちんと更新を図っていくということだと思うんですね。避難計画だとかマニュアルもつくってありますけれども、そういうものも随時更新を図っていくということだろうなと思うんですけれども、それはいつ時点で更新を行うんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今までのマンションと今回クアライフさんにご協力をいただくんですけれども、その違いが多少ございまして、管理人がいるときには外の階段を使って屋上、高い階に逃げていく。ただ不在になる期間があります。そのときにはやはりマンションの管理上なかなか困難だということで、変則の協力ということになります。これは御宿だけではなくて、例えば勝浦市とかでも24時間の協力でなくても、ということになります。今回あの看板を立てて設置して、同時にホームページ等で広報をしてまいりたいと考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 防災マニュアル。これもインターネットに掲示してございますよね。これもやはり変更したたびに私、速やかに中を更新すべきだというふうに言っていたと思うんですよ。それはいつされるんですか。随時更新しているんですか、避難マニュアルについて。いつ更新するんですか、という質問なんです。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 確認して、早急に更新したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 一番大事じゃありませんか、避難マニュアル。それを見て仕事するんでしょう。今日ここで地震があったらそれをみんな出してきて、学校からなんか全部やるわけじゃありませんか。あれ、議決事案ですか。内容いいわけでしょう、どんどん更新できるん

でしょう。ちょっと追補でもいいじゃないですか、それこそスピード感と危機感に欠けるんじゃないんですか。大事じゃないんですか、この問題は。そのときでいいんですか。1年に一度でいいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 十分注意してまいりたいと思います。またクアライフ、先ほどの避難ビルについては、今どこに逃げるのかということも協議していますので、早急に加えて周知して図りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解しました。

基本的な書類でございますので、きちんとアップデート、またいろんな各施設についても民間のやつもございますよね。そういうこともありますので。そういう情報も機敏に入手して変更があった場合には速やかに変更していくということが大変大事だろうと。それこそが危機感の一番の根本だというふうに思いますので、今後迅速な事務の対応を求めたいと思います。

10ページへ移ります。税務総務費の中で先ほど、これは臨時職員ということで説明の中で、中途退職者があるというようなご説明だったと思うのですが、これは来年度のたしか、先般ですか、職員募集を行っていますよね。全体的に新年度へ向けて募集を行っていると思うんですが、そういう中ではこれは来年度は対応できるのでしょうか。要するに職員の体制、人員ですよ。もうだって、ここまできちゃってわからないんですが、ここまできちゃうと9月補正でもなかったわけですから、そうすると来年度に下手したら欠員が出るのかなと私ふっと思いましたので、きちんと職員体制はどうなのかと、そうでなくても先ほど今般の議会でも、職員の対応、配置含めた、さまざまな質疑がされているじゃないですか。十分な職員体制で進むのか、残業代の話だって同じじゃありませんか、どうなっているのですか。どういうの職員の配置体制について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 職員採用につきましては、合同試験を9月に行いまして、採用の計画に基づいて行っております。また来年度から採用職員の制度ございますので、それを活用した中で、補充に充てるということを考えておりました。ただし今回試験終了後、自己都合といたしますか、退職の申し出がございました。それについては石井議員のご指摘のとおり、不足すると。今いる職員が、職員数を確保できないという状況にはなっております。その辺については町長とも協議しますが、臨時職員を含めて当面は対応し、職員を新たに採用していくとい

うことになると思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 募集後の対策ということで、了解しました。そういう面でも一般質問に出したとおりでありますけれども、どういう課の配置にするのかということは大変大事な課題になってくると思いますので、十分この辺は事務当局、町長のお考えもあるかもわかりませんが、職員の皆さんの働きやすい環境づくり、また住民の皆さんの使いやすい役場づくりに向け精査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘はよくわかりました。しっかりと努めてまいります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次、11ページになりますが、環境衛生費の中で工事請負費ミヤコタナゴ生息地改良工事ということで52万ということで載っておりますが、この内容について説明を受けたいと思います。

また、生息地もそうなんですけれども、ここに生息するガラスのケースでございます、水槽がございますけれども、この生息地改良なんですけれども、大分この間のシンポジウムの、公民館のタナゴの生息環境と今あるこの生息環境が随分違うんですけれども、この違いというのはこれでいいんでしょうか。これ生息地環境じゃないんですかね、よくわからないんですけど、その辺も含めて説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、建設環境課のほうからは、今回ご質問をいただきました、工事請負費、ミヤコタナゴ生息地改良工事の内容についてお答えをさせていただきます。

今回提案をしておりますのは、ミヤコタナゴ生息地改良工事ということで52万5,000円、内容といたしましては生息地周辺の稲作委託、管理委託とかを行っている周辺の田んぼの畔が既に水漏れを起こしてしまっているということで、来年度の田植えの作業に間に合う時期に早急には実施したいということで、このたび補正のお願いをさせていただきました。全部で田んぼといたしましては9区画で、おおむね6.5反歩の面積を、耕作委託をしているところでございますが、その周辺の畔の延長500メートル相当について、今回水漏れの補修をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 確かに石井議員の言われたとおり、シンポジウムの際の公民館の水槽清掃の件については、伊藤議員いらっしゃいますけれども、ご尽力によりましてすばらしい水槽にさせていただいたんですが、役場とかその辺のところも同じような水草を入れたり、その辺のことで検討したいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 言葉がないんですね、町長ね。

町長、シンポジウムでご挨拶されたじゃありませんか。シンポジウムでご挨拶されましたよね。こういう、本当に世界にこの関東にしかない、そういうシンポジウム、世界シンポジウムですよ、私から言わせれば。そういう立派なシンポジウムをやられているわけじゃないですか。そういうものが御宿町には住んでいるということじゃないですか。大切にしようじゃありませんか、町長。太陽の恵みも白い砂浜も、私もそうです。ミヤコタナゴも私もそうです。町長はそういうふうには思われないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 事務の精査にしっかりと努めていきます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それから畔の関係で、私、素人が言う話でもありませんけれども、植生の関係もあるわけでありましてけれども、一般的には彼岸花、それからもう一つは、ちょうど今咲いてございますけれども水仙、こういうものはやはり例えばイノシシだとか、そういうものに対して非常に、それからモグラですね。毒性があるということで大変効果があると伺っています。この間見せていただいたときも、イノシシによって畔がめちゃくちゃに壊されてしまうということもあったようでございますので、この辺は専門家が入ってございますので、そうした方々の知恵などもいただきながら、やっぱりお金必要じゃありませんか。そんなにかからないと思うんですよね。そういうきちんと環境をつくっていくということもあると思いますので、ぜひきめそういうきめ細やかな事務、それから昨日も言いましたけれども、一つ一つ着実に前に進めるような事務を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいま石井議員からもご指摘がございましたが、今回田んぼの畔の補修工事ということで52万5,000円の計上をさせていただきました。ただ今石井議員

がご指摘のように、壊れたから直せばいいということではなくて、やはり日ごろの管理が重要だと認識をしております。今回シンポジウムを通じて、やはり今ご提案のありました彼岸花や水仙は先生方からもイノシシの被害がないということで、ある意味効果があるものだというごことはご紹介をいただいております。しかしながら、田んぼの畔と彼岸花を植えてあるすぐ脇等につきましては、やはりイノシシが出てしてしまう。それからミミズが発生をした場合に、そのミミズをエサにイノシシの被害が出てしまう。やはり田んぼの水漏れについてはミミズの発生等により小さな穴があくことが原因として考えられるというようなことも報告を受けております。その原因の一つとしては、草刈りを行った場合の草の片づけであるとか、そういったものを小まめに行っていく、管理をし続けていくことが非常に重要であるというようなご指摘もいただいております。そうしたことを踏まえまして今後、今ご指摘のあったように適切な事務管理、ただ直せばいいということではなくて、日ごろのメンテナンス、ケアについても十分配慮してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後になりますが、12ページ、教育費、教育振興費の中で負担金補助及び交付金という中で生徒活動補助ということで53万4,000円ということが補助でございます。この内容、これ多分さまざまな大会に生徒が出場するための費用であろうと類推するわけでありましてけれども、昨今特に学校競技においては運動、文系ですね、特に非常に目覚ましい成果を上げているというふうにするんですね。

これは教育長初め先生方、また保護者の皆様方のやはりたまものの形が一つずつ私は実っているんだらうなというふうにするんです。そういう面では、今回のこの補助の内容とあわせて、この間の学業、どういう成果が上がったのかというのを簡単に結構でございますので、せっかくですので、ご報告をいただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今回補正の53万4,000円ということで生徒活動補助を組ませていただきました。

これはスポーツの部ですが、県大会出場バスの借上げということで組ませていただきまして、県大会の出場の内容としましては、スポーツ関係では、陸上競技で7種目8名、新人戦で1種目2名。柔道におきまして体重別の個人戦で3名、新人戦の体重別個人戦で1名。剣道につきましては新人戦、団体戦で7名。卓球では団体戦、個人戦含めて8名、新人戦で個人戦で

3名。ソフトテニスの新人戦で個人戦2名。水泳で1種目1名というスポーツの県大会の出場
であります。

また文化の部の今年度一番の賞としましては、3年生の殿城綾香さんが千葉県の読書感想文
のコンクールにおきまして、961点という多くの出品の中から最優秀に選ばれまして、千葉県
知事賞を受賞したところであります。そのほかにも、県大会で英語のスピーチで暗唱の部と、
スピーチの部で3年生と1年生が1名ずつ大会に出場しているような内容であります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 先ほど石井議員から防災施設の工事について質問があってその中で、
総務課長のほうから、井戸を何本か掘って、だけど水質検査したところ大腸菌が出て、飲料に
は適さない。ですからほかの用途にといいましたけれども、大腸菌は滅菌装置をつければ何
でもないんですよ。むしろ水道の今の水よりもよっぽどいい水が飲めるんですよ。この滅菌装
置なんてのはわずかなお金なんですよ。ただ災害のときにといいて掘った井戸が飲料水に使え
ないというのは、だったら使えるようにすればよりいいわけでしょう。わずかなお金でそれ
をつければ、それこそ万が一のこと、水がなくなったといたって、その水で対応できるわけ
ですよ、充分。ですから下手に余分な備蓄をしなくたって、そこへ行けばこの水が全部に使える
という形になりますから、わずかな金額です、恐らく。ですからそういう意味ではちゃんと掘
って使おうとしたんですから、使えるようにしてやってほしいなというふうに思いますけれど、
私もそういった衛生関係のほうにいろいろあれしているものですから、これはもう絶対に必要
であって、100パーセントの水を生かすということは大事だなと思いますよ。ですから、もっ
たいたない。ただ水洗のトイレにだけ使うというのに掘りましたじゃなくて、やはりこれはもう
そこへ行ったらその水で十分生活できるんだというためにも、この滅菌装置をぜひ考えてさっ
そく取りつけるようなあれをしていただきたいなと、手当てをしてほしいなと思います。それ
だけです、ただ一言、そういう形で使えますよと、だから使えるようにしましょうということ
で、ちょっとお話をしただけでございますので。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご指摘ありがとうございます。

水質検査は3カ所、既に25年度つくったところでやりまして、10項目のうち9項目について
は全てオーケーということになって、今ご説明しました大腸菌だけということですので、今言
われたことをちょっと検討してみたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で、本日定例の日程は全て終了いたしました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 平成26年第4回定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、専決処分1件、町道の認定、廃止が各々1件、新規制定条例案5件、条例改正案4件、各会計補正予算案2件の計14議案についてご審議をいただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなり、ここにお礼を申し上げる次第でございます。

早いもので今年も残り少なくなってきました。

今年は、日本メキシコ学生交流プログラム事業や町内乗合運行エビアミー号の開始など、数々の事業を実施いたしました。これらの事業だけではなく議員各位、関係各位のご理解とご協力によりさまざまな事業を行い、いずれも無事に終了することができました。ここに改めて深く御礼を申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては今後ともご指導ご鞭撻のほど、お願いを申し上げます。

これから寒さに向かってまいります。皆様方におかれましては、お体に充分お気をつけになられ、穏やかに新しい年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただき、円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

年末年始を迎え、何かと忙しい時期となりますが、議員各位におかれましては健康にご留意され、つつがなく新年を迎えられますことを祈念いたします。

以上で、平成26年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時08分）